

栃ト協発第70号
平成30年 7月17日

会 員 各 位

一般社団法人栃木県トラック協会
会 長 吉 高 神 健 司
(公印省略)

標準貨物自動車運送約款改正に伴う 運賃・料金の変更届出を行う必要性について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営等に関し、格別のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年11月4日に改正されました標準貨物自動車運送約款に関して、新約款に基づく運賃・料金の変更届出が5月25日現在で45%を超えたところですが、一方で旧約款を独自約款とする認可の件数も約9000件となっており、約款改正の趣旨が必ずしも反映されていない形で認可を受けている場合もございます。

※栃木県におきましては届出状況31.9%と非常に低い状況にあります。

そのため国土交通省では、「標準貨物自動車運送約款に伴う運賃・料金の変更届出を行う必要性について」を発表し、改めて新約款の意義や新たな運賃・料金表を周知することとなりましたのでお知らせ致します。

なお、今後、全日本トラック協会では、荷主の皆様にも「標準貨物自動車運送約款(新約款)」改正の趣旨及び新たな運賃・料金の收受ルールについて理解を深めて頂き、新たなルールの下で運送委託をして頂くことを重要と考え、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、公正取引委員会と連名で適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けた協力依頼を全国の荷主及び荷主団体に対して行うことともなっております。

つきましては、新約款の意義と新たな運賃・料金設定を是非ご理解いただき、**未届出の会員事業者様は速やかに届出をお願い致します。**また、既に旧約款(独自約款)で届出ている会員事業者様には今後改正後の標準約款(新約款)を適用する場合の届出様式もでございます。皆様、改めまして届出・ご確認を宜しくお願い致します。

【問い合わせ先】(一社)栃木県トラック協会 業務課 Tel028-658-2515

※各事業者のケースに合わせまして届出方法・届出様式等をアドバイス致しますので、まずはご連絡頂きたく存じます。